



平成18年5月25日

各位

会社名 株式会社日立ハイテクノロジーズ  
代表者 執行役社長 林 將章  
本社所在地 東京都港区西新橋一丁目24番14号  
コード番号 8036 (東証・大証第一部)  
問い合わせ先 社長室 広報・IRグループ 部長代理  
加藤弘之(電話:03-3504-5138)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、第87回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状及び将来の発展に対応すべく、変更案第2条(目的)のとおり、事業目的の追加及び規定の整備をしようとするものであります。
- (2) 「会社法」及びその関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款を変更しようとするものであります。主な変更の内容は次のとおりであります。
- 単元未満株式の管理の合理化のため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設。  
株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを使用した提供が可能となったことから、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設。  
書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことが可能となったことから、変更案第23条(取締役会の決議の省略)を新設。  
執行役の任期を事業年度と合わせるため、変更案第29条(執行役の任期)を変更。  
現状の中間配当及び期末配当と同時期に剰余金の配当を行うことができるよう、変更案第36条(剰余金の配当の基準日)を変更。  
その他、会社法に基づき必要となる規定の加除、修正、移設、用語及び字句の修正等、全般にわたっての所要の変更。
- (3) 株式取扱規則の制定を執行役に委任し、関連する規定を整理すべく、変更案第11条(株式取扱規則)を変更し、現行定款第12条(在外株主等の仮住所または代理人)を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、添付別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日(金)  
定款変更の効力発生日 平成18年6月23日(金)

以上

## 現行定款及び定款変更案対比表

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品とそれに関する技術の販売及び輸出入業</p> <p>(1) 理化学機器、医療機器</p> <p>(2) 工業計器、電気計器</p> <p>(3) 通信機器</p> <p>(4) 電子機器及び各種電子部品</p> <p>(5) 工作機械、電気機器及び各種機械器具</p> <p>(6) 車輛、船舶、航空機</p> <p>(7) 鉄鋼、非鉄金属及び各種金属製品</p> <p>(8) セメント、建材品</p> <p>(9) 石油及び石油製品、<u>ならびに各種燃料</u></p> <p>(10) 合成樹脂製品、合成繊維等の化学製品及び薬品類(医薬品を含む)</p> <p>(11) <u>前各号</u>に関連する各種資材及び原材料</p> <p>2. 前項に関連する問屋業、代理業及び賃貸業</p> <p>3. 建設業</p> <p>4. 古物の売買業</p> <p>5. 下記物品の製造</p> <p>(1) 理化学機器、医療機器及び工業計器、電気計器並びにその部品</p> <p>(2) 半導体製造装置及び工作機械並びにその部品</p> <p>(3) 化学工業薬品</p> <p>6. 前各項に関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品とそれに関する技術の販売及び輸出入業</p> <p>(1) 理化学機器、医療機器</p> <p>(2) 工業計器、電気計器</p> <p>(3) 通信機器</p> <p>(4) 電子機器及び各種電子部品</p> <p>(5) 工作機械、電気機器及び各種機械器具</p> <p>(6) 車輛、船舶、航空機</p> <p>(7) 鉄鋼、非鉄金属及び各種金属製品</p> <p>(8) セメント、建材品</p> <p>(9) 石油及び石油製品、<u>並びに各種燃料</u></p> <p>(10) 合成樹脂製品、合成繊維等の化学製品及び薬品類(医薬品を含む)</p> <p>(11) <u>本号(1)ないし(10)</u>に関連する各種資材及び原材料</p> <p>2. <u>前号</u>に関連する問屋業、代理業及び賃貸業</p> <p>3. 建設業</p> <p>4. 古物の売買業</p> <p>5. 下記物品の製造</p> <p>(1) 理化学機器、医療機器及び工業計器、電気計器並びにその部品</p> <p>(2) 半導体製造・<u>検査装置</u>及び工作機械並びにその部品</p> <p>(3) 化学工業薬品</p> <p><u>(4) 液晶関連及び磁気ディスク関連機器の製造・検査装置並びにその部品</u></p> <p>6. 前各号に関連する一切の事業</p>
<p>(委員会等設置会社の定め)</p> <p>第3条 当社は、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下、商法特例法という。)</u>第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p>	<p>(会社の機関)</p> <p>第3条 当社は、<u>株主總會及び取締役のほか、次の機関をおく。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 会社の発行する株式の総数 )  第 6 条 当社の発行する株式の総数は3億5,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>( 発行可能株式総数 )  第 6 条 当社の発行可能株式総数は3億5,000万株とする。</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>( 株券の発行 )  第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>( 自己株式の取得 )  第 7 条 当社は、商法 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>( 削除 )</p>
<p>( 1 単元の株式の数 )  第 8 条 当社の1単元の株式は100株とする。  当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>( 単元株式数及び単元未満株券の不発行等 )  第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。  当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、第 11 条に定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>( 単元未満株式についての権利 )  第 9 条 当社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1 . 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利  2 . 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>( 株券の種類 )  第 9 条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>( 削除 )</p>
<p>( 名義書換代理人 )  第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。  当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおく。  第 1 項の名義書換代理人は、名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務を代行するものとする。</p>	<p>( 株主名簿管理人 )  第 10 条 当社は、株式につき株主名簿管理人をおく。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)  <u>第11条 当会社株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主(実質株主を含む。以下同じ。)からの届出、株券の再発行及び単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)  <u>第 11 条 当会社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(在外株主等の仮住所または代理人)  <u>第12条 外国に居住する株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更あったときも同様とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(基準日)  <u>第13条 当会社は、毎決算期現在の株主をもって、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u>  <u>前項のほか、その必要を認めるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日時現在の株主または質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)  <u>第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(株主総会の招集)  <u>第14条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれを招集する。</u></p>	<p>(株主総会の招集)  <u>第 13 条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会で定める取締役がこれを招集する。</u>  <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>(株主総会の議長)  <u>第15条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当る。執行役社長事故あるときは、取締役会で予め定めた者がこれに当る。</u></p>	<p>(株主総会の議長)  <u>第 14 条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。</u>  <u>執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の者がこれに当たる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法により開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(議決権の代理行使) 第16条 株主またはその法定代理人は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を予め当会社に提出しなければならない。
(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が総会に出席し、その議決権の数の3分の2以上に当る多数をもってこれを行う。	(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項各号に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(株主総会議事規則) 第18条 株主総会の議事運営の方法は、法令もしくは本定款に定めるもの、または各株主総会において決議するもののほか、取締役会において定める株主総会議事規則による。	(削除)
(議事録) 第19条 株主総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役及び執行役がこれに記名捺印または電子署名する。	(削除)
第20条 (条文省略)	第18条 (条文省略)
(取締役の選任) 第21条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が総会に出席することを要する。 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第22条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中あらたに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)  第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p>
<p>(取締役会長)  第23条 取締役会の決議をもって取締役会長1名を定めることができる。</p>	<p>(取締役会長)  第21条 取締役会の決議によって、取締役会長1名を定めることができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (条文省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役の責任減免)  第25条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u>  当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第21条の17第1項の規定による責任につき、同条第5項が準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  第24条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u>  当社は、<u>社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第26条  (条文省略)  第27条</p>	<p>第25条  (条文省略)  第26条</p>
<p>(委員会規則)  第28条 前条本文に定める委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>	<p>(委員会規則)  第27条 第3条第2号及び前条本文に定める委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</p>
<p>(執行役の員数)  第29条 取締役会の決議をもって、<u>当社の執行役22名以内をおく。</u></p>	<p>(執行役の員数)  第28条 取締役会の決議によって、<u>当社に執行役22名以内をおく。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役の任期)  第30条 執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。</u>  <u>ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。</u></p>	<p>(執行役の任期)  第29条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p>
<p>(代表執行役)  第31条 代表執行役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(代表執行役)  第30条 代表執行役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(役付執行役)  第32条 取締役会の決議を<u>もって</u>、執行役社長1名及び執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名をおくことができる。<u>ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>	<p>(役付執行役)  第31条 取締役会の決議によ<u>って</u>、執行役社長1名及び執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を<u>定める</u>ことができる。<u>ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>
<p>(執行役の責任減免)  第33条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p>	<p>(執行役の責任免除)  第32条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役(執行役であったものを含む。)</u>の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p>
<p>(相談役)  第34条 取締役会の決議によ<u>り</u>、当会社に相談役をおくことができる。</p>	<p>(相談役)  第33条 取締役会の決議によ<u>って</u>、当会社に相談役をおくことができる。</p>
<p>(決算期)  第35条 当社の<u>決算期</u>は、毎年<u>3月末日</u>とする。</p>	<p>(事業年度)  第34条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)  第35条 当社は、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に従い、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(利益配当)  第36条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主または登録質権者及び信託の受託者に対し支払う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)  第36条 当社は、<u>毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u>  <u>当社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u>  <u>当社は、前2項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、毎年9月末日現在の株主または登録質権者及び信託の受託者に対し、取締役会の決議により商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 利益配当金または前条の規定に基く分配金が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は<u>支払</u>の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第37条</u> 剰余金の配当が金銭により行われる場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は<u>支払い</u>の義務を免れるものとする。</p>